

## 東久留米市勤労市民共済会公印規程

(目的)

第1条 この規程は、東久留米市勤労市民共済会における公印の管理及び使用その他について必要な事項を定める。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、ひな形、書体、寸法、用途及び管理者は別表1のとおりとする。

(公印の使用)

第3条 公印の使用をするときは、公印使用簿(様式第1号)に所要事項を記入して、押印する。その際、文書とともに管理者に提示しなければならない。

(公印の調製等)

第4条 公印の新調、改刻又は廃棄をするときは、管理者が会長の決裁を経て行い、理事会に報告する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮り、別に定める。

付則

- 1 この規程は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成4年4月1日から適用する。

別表1

番号	名 称	書 体	寸 法	用 途
1	東久留米市勤労市民 共済会の印	てん書	方21	勤労市民共済会名をもって する文書
2	東久留米市勤労市民 共済会長の印	〃	方21	会長名をもってする文書
3	東久留米市勤労市民 共済会事務局長の印	〃	方21	事務局長名をもってする文 書